

令和 6 年度秦野市総合防災訓練会場設営委託業務における不適切な事務処理について

令和 7 年 5 月 3 0 日 ぐらし安心部防災課

1 事案の概要

令和 6 年 9 月 1 日に実施する予定であった「令和 6 年度秦野市総合防災訓練」は、台風の接近に伴う大雨の影響により、中止を決定したため、「令和 6 年度秦野市総合防災訓練会場設営委託業務」の受注者と協議し、契約金額の全額を支払ったが、令和 7 年 1 月実施の定期監査において、支払いに関する不適切な事務処理を指摘された。

2 監査委員指摘事項への対応

指摘の要旨	対応
<p>次の 2 点に関しては、事務処理が適切であったとは言えないため、職員に対する再教育及び再発防止の徹底を求める。また、行政事務の基本である文書主義の原則に基づかない処理が行われているため、コンプライアンス推進委員会における対応を求める。</p> <p>ア 総合防災訓練の中止によって会場設営委託業務契約の目的が消失したことから、賠償金として支出しなければならなかったが、原契約を維持したまま委託料として支出していたこと。</p> <p>イ 契約の解除に伴う受注者の損害額が契約額と同額であることを認めるに当たり、十分な調査や資料の提出要請を行っていなかったことに加え、意思決定の起案も作成せず、受注者との口頭での協議によりこれを認めて支出していたこと。</p>	<p>総合防災訓練中止の決定が開催日直前となったため、契約書の約款第 1 2 条に基づき、受注者と協議による合意で委託料として支払う事務処理とした。</p> <p>災害時の緊急対応業務を優先したため、決定に至るまでの経過等に関する書類の作成を失念したものであり、その結果、適正な事務処理が行われたか疑義を生じさせることになった。</p> <p>事後処理となるが、決定に至るまでの経過等を作成し、監査委員に提出した。</p> <p>また、文書主義の原則に基づく事務処理を適切に行うため、職員に対し、研修等を行い、再教育及び再発防止に努めた。</p>